

(答申第142号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成27年7月1日付けで実施機関に対し、平成27年3月頃に、〇〇〇〇町所在の〇〇〇又は〇〇〇関係者から岐阜県に提出された岩石採取場に関する請願書（文書の様式は不明）並びにその処理経過及び提出者に対する回答内容を記した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、対象公文書として、平成27年3月付け「岐阜県下における岩石採取場跡地の防災工事に関する請願書」及びその添付資料並びに平成27年3月27日付け「〇〇〇〇〇〇の採石場跡地整備に関する状況について」及び同日付け「〇〇〇〇〇〇関係（地権者）対応記録」を対象公文書として特定した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、条例第6条第1号、第3号、第5号及び第6号に該当する情報が記載されているとして、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年8月14日付け商政第184号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成27年9月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成27年9月25日付け商政第258号で、本件異議申立てについて、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、条例第6条第5号（審議・検討等情報）及び第6号（事務事業情報）を理由に非公開とされた部分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 条例第6条第5号（審議・検討等情報）及び第6号（事務事業情報）該当性について
条例第6条第5号及び第6号に該当するとして非公開とされた部分は、既に一部の者

に開示されたものであることから、いずれの非公開事由にも該当せず、公開されるべきである。

本件対象公文書のうち、請願書に添付された資料編の一部が、「第6条第5号 県の機関の内部又は相互間における審議、検討または協議に関する書類であるため。」並びに「第6条第6号 事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため」との理由で非公開とされた。

非公開とされた部分の多くは、「これまでの関係者と県との調整経緯」であり、条例第6条第5号及び第6号に該当するとの非公開理由から、県又は他の行政機関で作成された公文書であると推測できる。

そうすると、何人もこれを入手することができないはずであるが、請願書に添付されているということからすれば、既に実施機関に請願書を提出した者（以下「請願者」という。）には開示されているものである。

したがって、既に一部の者に開示されている公文書は、条例第6条第5号及び第6号に該当せず、公平性を無視した決定であることから、取消しを求めるものである。

(2) 異議申立人が災害防止措置工事の実施主体であることについて

異議申立人は、〇〇町岩石採取跡地において自らの費用負担により岩石採取認可申請者（〇〇〇〇〇〇〇）に代わって、また、県の承認を得て、災害防止措置を行っている工事实施主体であるから、請願者と同様に開示されるべきである。

対象公文書の公開時に、非公開理由にある「事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」のそのおそれがある事業とは何かについて実施機関の職員に質問したところ、当該事業は「〇〇町岩石採取跡地の災害防止措置工事」であるとの回答であったが、工事实施主体に知らしめることで事業の遂行に支障が出る事はあり得ず、むしろ事業推進に役立つものと考えらるべきである。

したがって、本件対象公文書は、既に請願者には開示されているものであり、本件処分にあたり、県に対し公平な扱いを求めるものである。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件処分は妥当である旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第5号（審議・検討等情報）及び第6号（事務事業情報）該当性について ア 条例第6条第5号該当性について

岩石採取場跡地の防災工事は、各種事情の変化に伴い、その施工内容に変更が加えられることが通例となっており、実施機関には、その工事が完了するまでの間継続的に審議・検討を行うことが求められるものである。現に異議申立人が〇〇〇〇〇〇〇に代わって実施する工事（以下「本件防災工事」という。）についても、その施工開始後に関係当事者からの要望等を受け、実施機関は、調整池の位置変更や地権者による自力施工工事などの調整を工事が完了した平成27年10月23日までの間に行っている。

本件対象公文書は、当該要望等や実施機関と関係当事者との交渉内容を記録したものであるから、これを公開すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより意思決定の中立性が不当に損なわれ、本件防災工事の適正な施工に支障を生ずるおそれがあり、条例第6条第5号に該当するとして、非公開としたものである。

イ 条例第6条第6号該当性について

本件処分において、条例第6条第6号に該当することを理由に非公開とした部分には、対象公文書を作成した当時、実施機関が請願者の代理人に等しい立場と認識していた県議会議員からの質問に対する回答に関する情報が記載されている。

これを公開すると、当該議員その他関係当事者との信頼関係を損ない、実施機関による採石法施行事務その他県の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、非公開としたものである。

また、本件対象公文書の記載内容は前記「ア 条例第6条第5号該当性について」のとおりであるから、これを公開すると、次に掲げるような事態を招き、採石法施行事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第6号に該当するとして、非公開とすることが相当である。

- (ア) 地権者、周辺住民その他県民から、事業者による採石事業実施に関する苦情を含む意見などの県への情報提供がなされなくなること。
- (イ) 苦情や意見などの県への情報提供がされなくなることにより、事業者への指導監督が遅れるなど、県の採石法施行事務の遂行に支障が生じ、結果として災害の発生につながる事。
- (ウ) 採石事業地の提供及び地域の同意が受けられないこと。

(2) 異議申立人の主張について

本件対象公文書は、本件防災工事について請願者への説明等のために作成し、提供したものであって、その内容を公にしたものではない。異議申立人は、請願者以外の第三者であり、一般に、公文書公開請求は、その請求者が県の事務又は事業の重要な関係者であるかどうかを考慮して決定するものではないことから、本件処分は、公平性を無視した決定ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定等 (1) 対象公文書の特定」に記載のとおり特定した。

2 本件処分の妥当性について

(1) 異議申立人が本件防災工事の実施主体であることについて

異議申立人は、本件防災工事の実施主体であることを理由に、請願者に開示された公文書は異議申立人にも開示されるべきである旨主張している。

しかし、条例に定める公文書公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求の理由や利用目的等の個別の事情を問うものではなく、請求者が誰であるか、又は請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別の事情によって、当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

(2) 条例第6条第5号(審議・検討等情報)及び第6号(事務事業情報)該当性について

異議申立人は、本件処分のうち、条例第6条第5号及び第6号を理由に非公開とされた部分の取消しを求めていることから、これらの非公開事由の該当性について、以下順に検討する。

ア 条例第6条第5号（審議・検討等情報）該当性について

(ア) 条例第6条第5号の趣旨について

条例第6条第5号は、県の機関並びに国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを、非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、検討段階にある情報を公開することにより、その検討結果に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(イ) 条例第6条第5号該当性について

当審査会が見分したところによれば、実施機関が条例第6条第5号に該当するとして非公開とした部分には、請願者の採石行政に関する考え方、本件防災工事に関する具体的な工法、調整池の位置等についての要望及び実施機関と請願者との交渉等の内容が記載されている。

また、実施機関によれば、平成27年3月19日に請願書が提出された後も請願者からの要望や意見は継続的になされ、5月1日の本件防災工事に係る整備計画の承認を経て工事が進められたものの、7月29日には同工事の変更計画書が提出（8月12日承認）され、さらに、9月30日に変更届が提出されるなど継続的に見直しが行われ、本件防災工事が終了したのは10月23日であったというのである。

そうすると、本件処分が行われた平成27年8月14日以後においても、本件防災工事の施工に係る細部の調整は継続的に行われていたことが伺えるのであって、本件処分が行われた時点において、本件防災工事は、なお審議・検討過程にあったものというべきである。

このような状況において、本件対象公文書の非公開部分が明らかになると、県が行う岩石採取計画の認可などの採石法施行事務において、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるため、実施機関が非公開とした情報は、条例第6条第5号に該当する。

イ 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性について

(ア) 条例第6条第6号の趣旨について

条例第6条第6号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれなどがあるものを、非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、県の機関又は国等が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるべきものであるが、当該事務事業に関する情報の中には、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、当該情

報は非公開とすることを定めたものである。

(イ) 条例第6条第6号該当性について

実施機関が、条例第6条第6号に該当するとして非公開とした部分には、請願者からの要望、意見に加え、実施機関がこれらの要望、意見への対応を検討したうえで、請願者に対し回答した内容等が記載されている。

一般に、日常生活上の身近な問題あるいは県政に対する地域の問題が生じた場合、県民は、県政に関する要望や意見等を要望書や陳情書として文書にまとめ、今後の県政運営に反映されることを期待して、県に提出する。

これらの要望書や陳情書の提出は、県政参加等の重要な手段であり、自由率直に表明できることが保障されなければならない、公表されることが予定されているとは認められない。

そして、これらの要望書や陳情書に対する回答内容等についても、要望や意見と密接に関連するものであり、同様に公表されることが予定されているとは認められないのである。

したがって、こうした要望、意見、さらにはこれらへの回答に係る情報が具体的に明らかになると、要望や意見を提出した地権者、周辺住民その他県民と実施機関との信頼関係が損なわれ、採石事業に関する苦情や意見などが情報提供されなくなることなどにより、採石法施行事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため、実施機関が非公開とした情報は、条例第6条第6号に該当する。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成27年9月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年11月17日	実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成27年11月26日	異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成27年12月9日	異議申立人から意見書を受領した。
平成27年12月10日	実施機関に意見書を送付した。
平成28年3月9日	実施機関から公開決定等理由説明書（補充）を受領した。
平成28年3月11日	異議申立人に公開決定等理由説明書（補充）を送付した。
平成28年4月27日 （第140回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成28年5月23日 （第141回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成28年7月6日 （第143回審査会）	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会女性部連合会	
会長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)